

## 《診療の質》薬剤管理指導料算定件数

## [項目解説]

薬剤管理指導料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者さまの服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。薬剤管理指導料算定件数は、有効かつ安全な薬物療法が行われていることを表します。

## [当院の実績]

・年度(基準年4月1日～翌年3月31日)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
薬剤管理指導料算定件数	8,218件	7,695件	3,874件	4,446件	4,686件

## [算式]

実数

## [当院の自己点検評価]

平成29年度もチーム医療を基本に薬剤管理指導業務を展開しました。薬剤師不足により全病棟に薬剤師を配置することはできませんでしたが、平成29年2月に導入された服薬指導管理システムを活用し、持参薬確認や効率的な服薬指導や医師・看護師との情報共有を図っています。また、入院患者さんの薬歴を作成することで、投与中の薬剤の相互作用を未然に防ぎ、医師の処方業を効率化し薬物療法をより効果的にするための支援をしています。

## [定義]

「B008 薬剤管理指導料」診療報酬算定件数